

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	46	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52-10 (1)	許認可等の内容	小組合の組合員による総代会の招集の承認
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(準用)					
第五十二条の十 第四条、第五条、第七条、第八条第三項、第十四条の九、第十四条の十一第三項及び第四項、第十四条の十二、第十五条、第十六条、第十六条の二(第一項を除く。)、第十六条の三、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第四十九条の七まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十二条の二まで並びに第五十二条の三(第二号を除く。)の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七条第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七条第五項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一条第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二条第一項中「その組合員になろうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員になろうとする五人」と、同条第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八条第四項中「第二十四条第二項」とあるのは「第二十四条第二項(第二号を除く。)」と、第四十七条第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九条第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十条第一項中「一 総会の決議」とあるのは「一 総会の決議&一 二 合併」#と、第五十一条中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替えるものとする					
2 小組合の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。					
(総代会)					
第四十九条 組合員の総数が五百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。					
2 総代は、組合員でなければならない。					
3 総代の定数は、その選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。					
4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。					
5 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	46	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52-10 (2)	許認可等の 内容	小組合の組合員による総代会の招集の承認
<p>6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第五項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。</p> <p>7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任(補欠の総代の選挙及び選任を除く。)をし、又は解散について議決することができない。</p> <p>(組合員による総会招集)</p> <p>第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分之一以上の同意を得たときも同様である。</p> <p>(臨時総会の招集)</p> <p>第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。</p> <p>2 組合員が総組合員の五分之一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>					